

**令和3年度**

**市町村教育長・教育委員研修会**

**行政説明**

**小中学校における特別支援教育について**

教育庁県立学校教育課 特別支援教育室

# 1 小中学校 特別支援学級の状況

特別支援学級在籍者数の  
全校児童生徒数に占める割合

全国平均	小学校	3.4%	中学校	2.6%
沖縄県平均	小学校	5.4%	中学校	3.9%

(令和2年度学校基本調査)

## 2 文部科学省調査（令和3年度）

「特別支援学級及び通級による指導に関する実態調査」  
令和2年度学校基本調査に基づき、特別支援学級の在籍  
児童生徒数の全児童生徒数に占める**割合が高い10の都道  
府県及び政令指定都市を選定し、沖縄県も対象**となった。

- (1) 調査対象：在籍者数が200人以上の学校のうち、  
小学校：割合が高い**上位10校**  
中学校：割合が高い**上位5校**

## 2 文部科学省調査（令和3年度）

### （2）調査内容

- ① **特別支援学級に在籍する全ての児童生徒一人一人の教育課程の実施状況**（各教科、自立活動等をどの学級で実施しているか）等について調査報告
- ② **市町村教育委員会の就学先決定における申請書類の様式、保護者に対する通知等の様式**、学校要覧等の提出

※調査結果等を踏まえ、都道府県教育委員会等及び対象となる学校が所在する市町村教育委員会に対して、必要に応じて個々に意見交換を依頼することがある。

# 「障害のある子供の教育支援の手引き」

～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～

(令和3年6月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課)

特別支援学級に在籍して当該学年の各教科等の内容を学ぶ子供が、大半の時間を当該学年の通常の学級において交流及び共同学習で学び通常の学級以外での自立活動における特別な指導の時間が、週当たり8単位時間はもとより相当数確保する必要がないと考えられる場合には、通常の学級における指導と通級による指導を組み合わせた指導による対応を検討するべきである。

# 「障害のある子供の教育支援の手引き」

～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～

(令和3年6月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課)

**通級による指導が必要な場合には、在籍する小中学校等で専門性の高い通級による指導を受けられるよう、自校通級や通級による指導の担当教員が小中学校等を巡回して行う取組を推進することが重要である。**

通級による指導の対象となる子供について、その子供が通学する小中学校等に通級による指導の場を設けることが容易ではない場合に、安易に特別支援学級を開設することは適切とは言えない。

# 「障害のある子供の教育支援の手引き」

～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～

(令和3年6月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課)

地域によっては、特別支援学級や通級による指導、通常の学級の学びの場の判断について、**教育的ニーズを踏まえた十分な検討が行われることなく、安易に教員が確実に配置される特別支援学級が選択される事例があるとの指摘がある。**

# 「障害のある子供の教育支援の手引き」

～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～

(令和3年6月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課)

**都道府県教育委員会**においては・・・必要に応じて、**就学決定前の指導・助言**を行うとともに、**就学先決定後**においても、それぞれの学びの場で編成されている**教育課程の内容**や**子供一人一人の指導の状況等**を把握するなどし、**市町村教育委員会**や**小学校等**に対する**指導・助言**を行うことが求められる。

### 3 インクルーシブ教育システムの考え方

(1) インクルーシブ教育システムとは  
「可能な限りともに学ぶしくみ」

- 合理的配慮の提供等で**通常の学級で学ぶ**  
配慮を要する児童生徒 ≠ 特別支援学級対象
- 就学先決定後も柔軟に**就学先を見直していく**  
教育的ニーズの変化に対応する  
(例) 特別支援学級 → 通常の学級へ

### 3 インクルーシブ教育システムの考え方

#### (2) 特別の教育課程の編成

##### ○自閉症・情緒障害

小学校及び中学校の教育課程に準じることが基本  
特性に配慮しながら当該学年の学習内容を指導する  
+ 「自立活動」 + 「交流及び共同学習」

##### ○知的障害

必要に応じて

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考

学びの連続性を重視することが重要

### 3 インクルーシブ教育システムの考え方

#### (3) 教育相談・進路指導の充実

##### ○早期の教育相談

個別の教育支援計画の作成と活用

##### ○進路指導（学習指導の充実も含む）

高校進学を含め幅広い選択肢と本人・保護者の願い

**特別支援学級 ≠ 特別支援学校高等部への進学**

**自立と社会参加を目指す主体的な取組を支援する**

# 小中学校における課題

**特別支援学級数、在籍児童生徒数の増加が課題ではない。**

- 教育的ニーズに応じた学びの場の決定が行われているか。
- 教育課程の内容や子供一人一人の指導の状況等が適切か。
- 教育的ニーズの変化に応じて柔軟な学びの場の変更が行われているか。

## インクルーシブ教育システム

「可能な限りとともに学ぶしくみ」

- 合理的配慮の提供等で**通常の学級で学ぶ**  
配慮を要する児童生徒 ≠ 特別支援学級対象
- 就学先決定後も柔軟に**就学先を見直していく**  
特別支援学級 → 通常の学級

学校全体で特別別支援教育を推進

授業改善 ユニバーサルデザイン

# 沖縄県特別支援教育推進プラン(令和4年3月策定予定)

## 施策の展開(抜粋)

### 1 障害のある幼児児童生徒の学びの場の整備・連携強化

- (1) 就学前における早期からの相談・支援の充実
- (2) 就学相談や学びの場の検討等の支援
- (3) 小中学校における障害のある児童生徒の学びの充実

### 2 特別支援教育を担う教師の専門性向上

- (1) 全ての教師に求められる特別支援教育に関する専門性
- (2) 特別支援学級、通級による指導を担当する教師に求められる専門性

### 3 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実

- (1) 就学前からの連携
- (2) 在学中の連携
- (4) 医療的ケアが必要な幼児児童生徒への対応
- (6) 関係機関等との連携強化による支援体制の整備と施策の推進